公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公告します。

2024年10月2日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公告件名:バングラデシュ国電カシステムの効率的利用に資する情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式 ランプサム型))
- 2. 競争に付する事項:入札説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:入札説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. 技術提案書及び入札書等の提出: 入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. 開札日時及び場所: 入札説明書第1章9. のとおり
- 7. その他:入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称: バングラデシュ国電カシステムの効率的利用に資する情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式 - ランプサム型))

調達管理番号: 24a00651

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICAという)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 10 月 2 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:バングラデシュ国電カシステムの効率的利用に資する情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税) ¹

(4) 契約期間 (予定): 2024年11月から2025年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。 なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等 を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する 成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い ます。

(6) 部分払いの設定2

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

2024年度末 (2025年3月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第四課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時		
1	資料ダウンロード期限	2024年 10月 8日 12時		
2	入札説明書に対する質問	2024年 10月 8日 12時		
3	質問への回答	2024年 10月 11日		
4	入札書(電子入札システム	2024年 10月 18日 12時		
	へ送信)、別見積書・技術提			
	案書の提出日			
5	技術提案書の審査結果の連	入札執行の日時の2営業日前まで		
	絡			
6	入札執行の日時(入札会)	2024年 10月 30日 11時		
7	技術評価説明の申込日(落	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日以内		
	札者を除く)	(申込先: <u>https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</u>)		
		※2023年7月公示から変更となりました。		

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024 年 10 月追記版)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は

求めません (契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント 等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD %9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E 6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%8 4.pdf

提供資料:

第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2.(3)日程参照
- 2) 提出先: https://forms.office.com/r/8LysLBgfek
 - 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1)上記2.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)
- 2)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争 参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金 額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前

までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1)提出期限:上記2.(3)日程参照

(2)提出方法:

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9 C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5% AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を 算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知しま す。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から 電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3)提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (https://partner.jica.go.jp/) (ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
 - 1)技術提案書・別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2.選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1)入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価 (円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税 抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が 加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2)競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3)競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4)入札保証金は免除します。
- (5)入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる

金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時:上記2.(3) 日程参照

(2)入札会の手順

- 1) 開札方法:本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札:全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。) には、再入札を実施します。詳細は下記(3)のとおりです。
- 3)入札途中での辞退:

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、 再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施 通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により 電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5)入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1)評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格 評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点 30 点とします。

(2)技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) =最低見積価格=100点
- ② (価格評価点) =最低見積価格/(それ以外の者の価格) × 100 点 ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を 提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N): 価格評価点=(予定価格×0.8)/N×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80% をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4)総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点 70:30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) \times 0.7+ (価格評価点) \times 0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

バングラデシュは 2018 年 3 月に国連が定める LDC 卒業基準を達成済みであり、2026 年には正式にLDCから卒業予定である。LDC 卒業に伴う優遇措置の撤廃による貿易収支の更なる赤字拡大への懸念を踏まえ、産業基盤強化(多角化・高付加価値化)の下支えとなる産業インフラ整備も必要である。その内、電力セクターは 2015 年度から2020 年度にかけて電気の普及率は 72%から 97%に、電力の総設備容量は 2015 年度の11,534MW から22,482MW(オフグリッドの再エネ含まず)に上昇するなど、顕著な改善を遂げているが、バングラデシュに進出する日系企業の実態調査(JETRO、2022 年)においても「電力不足・停電」が経営上の上位5項目に入る問題点として挙がるなど、電力の安定した供給体制の確立が重要な課題となっている。

バングラデシュでは、堅調な経済成長に伴って 2010 年から 2019 年の約 10 年で、一次エネルギー需要が約 1.5 倍増加、電力エネルギー需要 (TWh ベース) は約 2.2 倍増加している (IEA)。2041 年に先進国入りを目指す Vision 2041 を掲げて経済開発を進めており、それに伴ってエネルギー需要も更に大きく増加すると見込まれる。JICA が策定支援したバングラデシュの「統合エネルギー・電力マスタープラン(以下「IEPMP 2023」という。)では、今後見込まれる電力需要の増加を踏まえた送電系統計画の課題として、同国南部から北部への電力潮流増への対応や国際連系線整備などが挙げられており、送変電設備の整備ニーズは高い。また、日本を含む先進国や隣国インド等に比べ周波数変動が大きく(規定周波数である±0.5Hz 程度に制御されている時間は 60%程度で、日本と比較して周波数動揺は 5 倍以上)、地震等の有事には同国で 2022 年に生じたような大規模広域停電(全土の半分以上で 8 時間以上電力供給停止)が発生するおそれがある。低い電力の質が産業高度化・多角化の阻害要因となってもおり、量的側面に加え質的側面での課題も大きい。

また、同国では原子力発電所を始めとする大規模発電所の開業、周波数調整力を持たない再生可能エネルギー(太陽光・風力など、以下、再エネ)の導入増加も予定されている。これらの安定的な実現に際して、周波数変動幅を現在の±0.5Hz から±0.1Hz 以内へ改善する必要があるなど、系統全体での効率的な需給調整、周波数調整力の確保を含む、同国全土の系統安定化に資する取組が求められている。

電力分野においては、バングラデシュは 2023 年 11 月に IEPMP 2023 を承認し、当該マスタープランに掲げている電力開発計画および電源構成を実現する上で必要な電力システム、または電力系統安定化に向けた施策を検討中である。また、バングラデシュは COP 21 (2015 年) で締結されたパリ協定に基づき、「国の決定する貢献 (Nationally Determined Contributions, NDC)」を 2021 年に策定しており、海外からの資金導入・技術支援があることを前提に、再エネ導入推進や既存発電所の発電効率向上を目指す

と公表している。バングラデシュは電力システムの効率化に関する支援を各ドナーに要請しており、単独のドナーでは対応できない広域かつ多様な取り組みが必要であるため、世界銀行(WB)やアジア開発銀行(ADB)をはじめとした他ドナーと協調しつつ、協力方針を具体化させることが重要となっている。

第2条 調査の目的、範囲、対象地域

(1)調査の目的

係る状況を踏まえ、バングラデシュの電力システムの効率的利用と電力系統安定化に関する開発計画や諸課題を確認・分析するとともに、同セクターにおけるバングラデシュ政府側・我が国・他ドナーによる取り組み状況を整理し、各発電所または中央給電指令所(National Load Dispatch Centre、以下「NLDC」という。)向け機材供給、送電線・変電設備の更新・新設を含む、喫緊あるいは中長期的に必要となる電力システムやハードインフラに関する支援ニーズの特定、及び基礎情報や技術情報の収集を行う。本調査の成果は、今後のバングラデシュにおける電力系統安定化に向けた支援方向性(「第4条.調査の内容」の(2)、(3)、(4)、(5)の分野で特定されたニーズに基づいた有償資金協力による支援方向性の検討を主とする)や候補事業の抽出と提案、案件形成に向けた基本的情報の収集、課題の整理が期待される。

(2)調査の範囲

本調査はバングラデシュの電力系統の現状把握、及び今後の支援方向性や候補提案のために実施されるものであり、コンサルタントは「第2条.(1)調査の目的」を達成するために「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第5条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、バングラデシュ政府へ説明・協議を行う。

(3)調査の対象地域

バングラデシュ全土

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査の実施方針

電力系統に関与する領域は幅広く、各ドナーも支援を実施中・実施予定のため、日本が支援を実施する意義、開発効果が十分に期待される項目等を特定するため、本調査前半は、既往調査結果や文献・先方政府や他ドナーへの聞き取り等から幅広く課題やニーズを確認した上で、本調査後半に対象を絞り込んだ調査を行うことを想定している。調査後半を経て、今後の支援に向けた新規候補案件リストの提案、今後の効果的な案件形成に向けて必要な基礎情報と技術情報、候補案件の推進に向けての課題の整理を行う。

尚、本調査の結果は、今後のバングラデシュ政府による電力系統安定化に関する案件形成の基礎情報となる為、本調査の検討事項がバングラデシュ側の関係機関への一方的な提案とならないように、同国政府と十分な共通認識の形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

(2) 基礎的なセクターの情報収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、同国政府や JICA を含む各ドナーによる分析資料、インターネットなどを活用して事前に収集・分析する等、効率的な作業

を心がける。また、対象国における制度情報収集・分析にあたっては、資料・分析が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者から聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させる。

(3) 先行調査・既存資料の活用

これまで、JICA 及び各ドナーによる電力セクターに関連する調査等が実施されてきており、バングラデシュ政府も関連資料を公開していることから、本調査の実施にあたっては、これら実施済/実施中の調査結果や既存資料を最大限活用した上で、内容の整合性を確認しつつ、効率的な作業を行う。例えば、バングラデシュ政府の IEPMP 2023、「南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール(以下「BBIN」という。)各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査」、JICA が実施している南アジアにおける電力系統や国際連系に関する他調査・技術協力のコンサルタントとの情報交換、バングラデシュ電力系統会社(以下「PGCB」という。)を含む関係機関が策定している開発計画や優先プロジェクトリストなどを参照し、不足情報・追加収集事項・課題を整理しつつ、JICA による今後の支援候補を検討する。

(4) 効果的なドナー協調方法の検討

バングラデシュの電力系統安定化に向けての支援については、上述の通り、WB や ADB といった他ドナーが支援中又は支援予定の案件が存在する。本調査ではこれら機関からの情報収集を通して各ドナーの支援内容を正確に把握し、JICA として協力方針や支援候補を検討する際に効果的な連携・協調、必要に応じて差別化を図る。特に、ADB は過去に同国 NLDC 本体の設立支援を実施しているなど、NLDC に関する支援に深く関わっている為、本調査では ADB 支援の内容確認、ADB が対応していないニーズ特定を実施する。電力系統安定化における他ドナー支援状況のマッピングについては、(「3. 調査実施の留意事項」(1)に記載の通り、本調査後半で対象を絞り込んだ調査を行う予定のため)本調査前半に実施するのが望ましい。

(5) 関係機関からの十分な情報収集と有償資金協力による支援の方向性の検討本調査では PGCB を主たる実施機関として想定しているが、将来的な支援は送電・NLDC などに限らず、発電や需要側管理にも及ぶ可能性もあることから、有償資金協力による支援可能性の検討に際して、関連する機関から網羅的に情報収集・現状把握を行うことに留意する。

(6) 本邦技術の活用について

今後の支援候補の抽出にあたっては、開発効果が見込めるかつ本邦技術や製品の活用可能性を検討し、提言に含める。本調査において、比較優位の分析、技術的検証及びそれらをまとめた説明資料等を作成し、関係する機関に説明する。説明資料の内容は事前に JICA と十分に協議する。

第4条 調査の内容

【国内準備作業 (2024年11月)】

(1) バングラデシュにおける電力系統の現状分析、各ドナーの支援状況の整理電力系統に係るバングラデシュの開発計画、優先プロジェクトリスト、他ドナーによる検討状況を確認する。これまで、JICA 及び他ドナーによる電力セクターに関連する調査等が実施されてきており、バングラデシュ政府も関連資料を公開していることから、本調査の実施にあたっては、これら実施済/実施中の調査結果や既存資料を最

大限活用した上で、内容の整合性を確認しつつ、効率的な作業を行う。また、電力系統に関する各ドナーの支援状況を確認し、他ドナーの支援で網羅されていない優先対応 事項や支援候補を整理する。

1) 既存の関連資料・情報の収集・分析等

既存の調査結果や関連資料を用いて、本調査に関連する情報収集・現状分析を以下の通り行う。また、以下の情報で既存の資料より収集できず、現地で収集する必要がある資料やデータを予め整理し、質問表としてとりまとめる。但し、電力に係る各関係機関(PGCB など)の組織概要を含む基礎情報はJICA や各ドナーの既存調査報告書にも記されており、概要調査は簡潔とし、過去調査内容に含まれていない最新情報(電力・エネルギー政策、電力需給の現状と予測、電力系統に関する開発計画)の収集に重きをおいて実施する。

- ① バングラデシュの地域・主要都市別の電力系統の概要確認
 - 1. 電力需給状況(ピーク時電力需給、停電時間(計画・計画外別及び 計画 外停電要因等)、電化率、送配電ロス率、買電量、発電設備状 況、周波数変動状況等)
 - 2. 設備状況(設備施設数、系統図、主要変電所の単線結線図、電力通信システム等)
 - 3. 潮流解析・系統解析のレビュー
 - 4. ドナー別支援状況
- ② NLDC・送変電設備整備、再生可能エネルギー導入計画の確認 電力局 (PD)、バングラデシュ電力系統会社 (PGCB) などが策定・公表 している直近の開発計画の内容を確認し、JICA の支援方針を検討する 上で不足している情報を整理し、追加で収集が必要な情報をとりまと める。現時点では以下の追加情報を想定している。なお、本調査にお ける「再生可能エネルギー」は、太陽光・風力の他、水力等も含むも のとする。
 - 計画の進捗状況 (電力系統設備の整備、再生可能エネルギー導入 状況)
 - 計画の変更点
- ③ BBIN 各国における国際電力連系の最新情報の収集 調査範囲は、バングラデシュの電力輸入に係る情報とする。JICA による「BBIN 各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査」との重複を避け、同調査の報告書以降の最新情報を収集する。また、ADB やWB、USAID など含む各ドナーの南アジアにおける国際電力連系に関する過去調査報告書など、先行調査から得られる調査結果も効率的に活用する。
 - BBIN 各国の電力・エネルギー政策、電力需給の現状と予測、電源 開発計画
 - BBIN における電力連系の現状(政策枠組み、マーケット、連系状況、計画)
 - BBINにおける電力連系の課題(政治課題、行政課題、技術課題)、 特に電力連系に際してのバングラデシュ国内における技術課題。
 - 現状の既存連系線の状況及び今後の計画・見通し
 - BBINにおける電力連系に向けた各ドナーの支援状況の確認、特に 各ドナー支援で網羅されていないバングラデシュ国内における優 先対応事項の特定

- 2) インセプション・レポート(案)の作成
 - 上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート (案)を作成する。インセプション・レポート (案)の内容は以下のとおり。
 - ① 調査の背景、経緯
 - ② 調査の目的
 - ③ 調査の方針
 - ④ 調査の内容と方法(作業項目、手法)
 - ⑤ 作業計画(作業工程フローチャート、日程等)
 - ⑥ 調査員の作業および作業期間
 - (7) 調査実施体制(現地の体制、国内支援体制)
 - ⑧ 提出する報告書とその目次案
 - 9 JICA への便宜供与依頼事項
- 3) インセプション・レポート(案)の説明・協議・最終化 JICA 関係部署に対してインセプション・レポート(案)の内容を説明し、 協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、 JICA の承認を得る。
- 4) 事前調整

JICA 関係者と現地調査の日程や事前の質問票、現地にて収集する情報等の事前調整を行う。

【第一次現地調査(2025年1月)】

(2) 系統解析、再生可能エネルギーに関する最新計画、BBIN 各国の電力連系に関する最新動向確認による重点分野の特定

現地調査では以下の項目を考慮し、国内作業で実施できなかった情報収集を実施し、バングラデシュの電力システムの効率的利用及び電力系統安定化の支援候補を検討するにあたっての重点分野の特定を行う。特定された重点分野を考慮し、後述の(3)から(5)の調査項目における情報収集、課題分析、有償資金協力による支援方向性を検討する。尚、支援候補の検討にあたっては、他ドナーによる支援中・支援予定の案件と重複しないよう留意する。

- 1) 系統解析:
 - ① バングラデシュの系統解析をレビュー
 - ② 既存設備の整備・改善、あるいは新規送電線・変電設備を必要とするエリアの特定
 - ③ 再生可能エネルギー導入計画・候補地の確認、これら計画・候補案件の 実現に際しての電力系統安定化に関連する課題、既存・新規設備の整 備・改善の必要性の整理
- 2) BBIN 各国の電力連系に関する最新動向確認:
 - ① BBIN 各国国際電力連系に係る現状(政治判断・協議状況など)の整理
 - ② バングラデシュへの輸出元候補となりえる発電事業の案件形成状況の確認
- 3) 対象都市・エリアのフィールド調査を行う場合は、JICAに事前に相談する。
- (3) 系統運用向上を含む電力システムの効率的利用に資するハードインフラおよびシステムの情報収集、課題分析、支援候補案件の選定

バングラデシュは今後の電力需要増加、産業基盤強化、再エネ大量導入などに向けて、系統全体での効率的な需給調整や周波数調整力確保に資する取組が喫緊の課題と

なっている。JICA は今後実施予定の「電力システムの停電防止能力強化プロジェクト」で、電力需給調整にかかるルール策定、周波数調整力確保に寄与するソフト面の支援を実施予定だが、本調査ではこれらを補完し、効果拡大に有効なハードインフラ整備面やシステム導入の支援ニーズの特定及び優先順付けを行う。

尚、JICA の技術協力「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」の付随調査でも周波数調整能力向上に向けた提言がなされており、こうした既存調査の内容を活かし、効率的に優先的な支援候補を検討する。

支援の方向性を検討するにあたって、以下の様な機器導入の現状調査、新規機器導入及び既存機器更新の可能性を模索する。

現地調査では、具体的には以下項目の調査を実施する。

- 1) 以下の5)支援候補(案)に係る、バングラデシュ政府の優先プロジェクトリストの確認、あるいは現地調査による、不足している機器・システムなどの特定
 - ① 先方政府内の優先順位
 - ② 緊急性(電力需給ギャップ、需要増加率、都市毎の人口増加率、設備 稼働率、設備劣化度合等)
 - ③ 裨益効果(送電ロス率等の改善、主要産業への貢献、電源開発計画への寄与度等)
 - ④ 実施可能性(他ドナーの支援状況、技術面・資金面・環境社会配慮面からの難易度等)
 - ⑤ 本邦企業の技術の活用可能性
- 2) 支援候補の概算コスト(事業コンポーネント毎)
- 3) 導入妥当性の検証
- 4) 導入目的や仕様・規模の確認
- 支援候補(案)
 - ① 需給調整機器/設備:需要と供給調整に際して、需要のピーク時に余剰 電力を貯蔵し、需要が低い時に電力供給を行う需要応答機器や蓄電池・ 揚水・発電・水力発電設備等。
 - ② 発電制御機器:需要変動に応じた発電所の出力制御を実現する発電機の制御装置(Generator Control Unit)や発電所全体の制御システム、または複数変電所の出力制御を行うEMS 導入(ガバナフリー、負荷周波数制御等)。
 - ③ 通信整備: NLDC と各発電所をオンラインで接続し、発電所の出力情報を含むデータの効率的な伝達を行う発電所側の通信機・端末。バングラデシュでは現在、発電機制御は EMS ではなく、NLDC から電話を通じて各発電所に発電機出力指令目標値を連絡し、これを発電所のコントロールパネルからオペレーターが制御システムの発電機出力指令値(MWD)として入力することで行われているが、周波数品質改善に際して機器導入を含む体制改善が必要とされている。
 - ④ 監視・制御システム:発電所の運用状況を監視する EMS、または異常を 検知し、必要に応じて遠隔管理制御を実現する SCADA システム。
- (4) 送電網・変電設備整備に係る情報収集、課題分析、支援候補案件の選定
 理地調査では以下の項目を表慮し、バングラデシュの送電網・変電設備に関

現地調査では以下の項目を考慮し、バングラデシュの送電網・変電設備に関する課題整理、バングラデシュ政府等の取り組みを分析し、有償資金協力の対象となりうる

優先的な支援候補案件を選定する4。

- 1) 先方政府内の優先順位
- 2) 緊急性(電力需給ギャップ、需要予測、人口増加率、設備稼働率、設備劣化 度合等)
- 3) 裨益効果(送電ロス率の改善、主要産業への貢献、再生可能エネルギー含む 電源開発計画への寄与度等)
- 4) 実施可能性(技術面・資金面・環境社会配慮面難易度等)
- 5) 本邦企業の技術の活用可能性
- 6) 支援候補事業のスコープ概略
- 7) 支援候補のコスト概算
- 8) 導入妥当性の検証
- 9) 導入目的や仕様・規模の確認
- (5) 国際電力連系に向けたバングラデシュ国内の電力系統に係る情報収集課題分析、支援候補案件の選定

バングラデシュ政府は温室効果ガス排出量削減と電源多様化の手段の一つとして、 ネパール・ブータンなどの近隣国から水力由来の電力輸入を検討している。

他方、複数国が電力網を共有する場合、周波数調整能力の不足は連鎖的な周波数の異常、または広範囲にわたる電力供給の混乱を発生させる可能性もある。仮にバングラデシュがインドと交流連系し、周波数調整をインド系統に委ねた場合、インドではDeviation Settlement Mechanism (以下「DSM」という。)が導入されていることで、バングラデシュによる連系線潮流が常に変動していると、バングラデシュ側は多くのペナルティを支払わなければならない事態が生じる。DSMによるペナルティを回避には、連系線潮流を計画値(具体的に常時±0.5Hz 程度の変動から±0.1Hz 以内に改善)に維持する必要があり、バングラ内での周波数調整力が不可欠である。

現地調査では JICA による「BBIN 各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査」や ADB・WB・USAID など含む各ドナーの南アジアにおける国際電力連系に関する過去調査報告書では深堀されていない事項の情報収集に重点を置き、この様な各ドナーの過去調査の延長線上にある国際電力連系に向けて必要となるバングラデシュ国内における電力系統に関するハードインフラを主とした優先的な支援ニーズやプロジェクトを特定する。尚、調査期間中にバングラデシュへの輸出元となる発電事業が確定した場合、バングラデシュへの輸入に必要な電力系統に関する支援に対象を絞り込んだ調査を行う。

【国内整理作業(2025年2月)】

(6) 現地調査後の国内分析

現地調査結果のまとめや収集資料をもとにした分析を行う。本邦技術活用の検討にあたっては必要に応じて日本企業に訪問し、情報収集を行う。

(7) インテリム・レポートの作成・説明

現地調査の結果を取り纏めの上、インセプション・レポートで提示された目次案に

⁴ 現段階では以下 1) ~ 9)の項目を想定しているが、今後の送電網・変電設備整備の需給バランスや他ドナーの支援動向等にかんがみて、支援ニーズの特定に際して別途項目が必要とされる場合は、考慮すべき選定基準も含めプロポーザルで提案すること。

沿ってインテリム・レポートを作成し、JICAに説明する。尚、目次案は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。JICAからのコメントへの対応が完了したのち、バングラデシュ側関係機関に送付し、コメントを依頼する。

【第2次現地調査(2025年4月】

第一次現地調査で確認出来なかった項目のフォロー及び確認を行う(該当項目については渡航前に発注者と確認する)。第1次現地調査(本調査前半)で特定した課題や支援候補に基づき、「3.調査実施の留意事項」(1)に記載の通り、本調査後半にあたる第2次現地調査では今後の支援候補に対象を絞り込んだ調査を行う。

(8) 環境社会影響を踏まえた有償資金協力による支援候補の抽出

第一次現地調査を通じて発掘された支援候補につき、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)に基づき、必要に応じて現地踏査の上、少数民族、住民移転、用地取得、自然環境等の環境社会配慮上の制約について各支援候補への影響を比較検討する。併せて支援候補が位置する施設・地域特有の自然状況や社会環境についてもリストアップし、比較検討する。なお、本調査においては、今後の支援可能性の比較検討を行うために各支援候補の環境社会影響の確認を行うものであり、個別事業の環境アセスメントを行うものではないことに留意する。特に、以下5点について考慮し、支援の妥当性について確認する。

- 1) 大規模な住民移転の要否、事業地近傍の文化遺産・遺跡や自然保護区の有無 (離隔距離 2km 以内)、先住民への影響、希少種の存在。
- 2) 地震や洪水等の自然現象に対する対策要否及び概算の対策費。
- 3) 社会的に脆弱なグループやジェンダーへの配慮要否(例:エネルギー分野におけるジェンダー、障害者、子どもや高齢者、避難民など脆弱層への配慮の方策、実施機関や工事現場における女性職員の活躍促進や育成の方策等)
- 4) 気候変動対策事業に係る GHG 排出量推計 (プロジェクトから直接排出される 温室効果ガス排出量及び供与段階における排出量)、JICA のサステナビリティ方針に基づいたパリ協定・バングラデシュの「国が決定する貢献(以下、NDC)」・電力セクターの脱炭素化ロードマップとの整合性確認、カーボンロックインへの該当の確認。
- 5) バングラデシュ側関係者やドナー (WB、ADB等) との協議を行い、関連法規 や必要な許認可の取得状況又は見通し。
- (9) JICA の今後の協力方針及び支援候補の検討、優先順位付け、提案

上記(1)~(8)で確認した情報に基づき、優先プロジェクト群を選定する。選定 した優先的な各支援候補案件に関し、以下の事項について確認する。

- 1) 支援候補案に関連する情報の収集
 - ① 支援候補案件の概要 (標準設計、配置、地図等)
 - ② 環境社会配慮面からの代替案検討、スコーピング、緩和策の検討
 - ③ 施工計画・調達計画・事業実施スケジュール
 - ④ 想定される事業費概算
 - ⑤ 想定される事業実施体制及び維持・管理体制(実施機関の法的な位置づけ、所掌業務、組織構造、人員体制、財政・予算状況、技術水準、類似事業実施経験)
 - ⑥ 想定される事業リスクの検討
 - ⑦ 経済および財務評価(評価手法、経済・財務便益等)

- (8) 関連する電力系統図(変電所含む)
- ⑨ 送変電設備の場合は、送電線ルート
- ⑩ 系統解析
- 2) 活用可能な本邦技術の検討

収集した各種データや情報を分析し、比較優位のある本邦技術や製品の検討を行い、実施機関に対する説明資料を作成する。説明資料には、当該技術、製品を導入した場合のライフサイクルコストによるコストメリットの説明を含める。

3) 実施機関との意見交換

調査結果に基づき、資金協力を主にしつつ、技術協力なども含む支援候補案を提言する。また、活用可能な本邦技術や製品、導入によるメリットを説明し、 実施機関の当該技術・製品への理解促進に努める。

- 4) JICA の既存支援実績と新規支援候補の関係性やシナジー効果の確認 民間連携事業を含む日本政府及び JICA による、電力分野 (特に系統安定化) に関する、以下の様な既存支援実績と本調査で提案する支援候補の連携可能 性・整合性、または既存支援実績の成果活用について検討を行う。
 - ① 既存の資金協力例
 - マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業
 - シラジガンジ高効率ガス火力事業
 - ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業
 - パブナ太陽光発電事業
 - 全国送電網整備事業
 - ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業
 - ② 既存の技術協力例
 - 統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト
 - 低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラン策定プロジェクト
 - 電力システムの停電防止能力強化プロジェクト

【国内整理作業(2025年5月~6月)】

(10) 現地調査後の国内分析

現地調査結果のまとめや収集資料をもとにした分析を行う。本邦技術活用の検討にあたっては必要に応じて日本企業を訪問し、情報収集を行う。

(11) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明

現地調査の結果を取り纏めの上、インセプション・レポートで提示された目次案に沿ってドラフト・ファイナル レポートを作成し、JICA に説明する。尚、目次案は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。JICA からのコメントへの対応が完了したのち、バングラデシュ側関係機関に送付し、コメントを依頼する。

(12) ファイナル・レポートの提出

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、 必要な箇所について改定し、ファイナル・レポートとして取り纏める。

第5条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得る。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備する。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート(IC/R)

提出時期:現地調査の2週間前(2024年12月中旬頃)

部数:和文(電子)、英語(電子)

2) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期:第一次現地調査の帰国後1か月以内(2024年2月下旬頃)

部数:和文(電子)、英語(電子)

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期: 2025年5月15日

部数:和文(電子)、英語(電子)

4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期: 2025年6月20日

部数:和文 6 部、英文 6 部 (製本)、電子ファイル 、CD-R 6 部

(2) その他の報告書類

1)業務計画書

記載事項:共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期:契約開始後 10 営業日以内

部数:和文(電子)

2) コンサルタント業務従事月報

記載事項:共通仕様書第7条に記載するとおり。

提出時期:翌月15日まで

3) その他説明資料

記載事項:関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期:報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部数:報告時は必要部数、F/R 提出時はF/R に添付もしくは別添とする。

4) 面談録

記載事項:関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期:面談実施後、ワードファイル添付でメールにて速やかに提出。

部数:F/R 提出時はF/R に添付もしくは別添とする。

- (3) 成果品・報告書に係る留意点
 - 1)報告書類の印刷、電子化(CD-R):最新の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
 - 2)報告書の仕様:最新の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子 媒体に関するガイドライン」を参照する。
 - 3) 英文報告書:各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英 文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に 行い、読みやすいものとする。
 - 4)報告書が特に分冊方式になる場合:本編とデータの根拠との照合が簡易に行 えるように工夫を施す。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2.技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項	
1	第3章1.(5)記載の公開資料	第4条 (1)	
	(IEPMP 2023、「BBIN各国の電力連		
	結性強化に係る情報収集・確認調		
	査」)に記載された開発計画や諸課		
	題を踏まえ、現時点で想定される支		
	援候補のアイデア・仮説		
2	支援候補の比較検討に向けた環境社	第4条(8)	
_	会配慮・自然条件調査の細目・手法		
	(調査項目、調査内容、所要期間		
	等)		
3	機材、設備、工法等で本邦企業に優	第4条(3)(4)(9)	
	位性のある技術の提案		
4	支援候補の特定・選定に際して追加	第4条(2)(3)(4)	
	で考慮すべき選定基準	(9)	

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容 等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認 して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する 目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務 量を算定してください。

(全体)約9.00人月

(現地渡航回数:延べ12回)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3)業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:(業務主任者/〇〇 格付の目安(2号)】

- 1) 対象国及び類似地域:バングラデシュ国及び南アジア地域
- 2) 語学能力:英語
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の 分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- ▶ 自然条件調査
- > 環境社会配慮

(5) 配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
 - ▶ なし
- 2) 公開資料
 - バングラデシュ国「統合エネルギー・電力マスタープラン(IEPMP 2023)」 (<u>IEPMP 2023.pdf (portal.gov.bd)</u>)
 - ▶ 南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール (BBIN) 各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート:

和文: <u>libopac.jica.go.jp/images/report/12375408.pdf</u> 英文: openjicareport.jica.go.jp/pdf/12375416.pdf

(6) 対象国の便宜供与

本調査業務は JICA の責任において実施するものであることから、バングラデシュ側から特別な便宜供与を得られるものではありません。但し、本調査実施にあたり、JICA バングラデシュ事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行います。本調査実施にあたり、受注者は通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に随時連絡・協議してください。概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無

5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm

2) バングラデシュにおける安全対策措置

JICA は事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。現地渡航・業務実施前に「JICA の国別安全対策情報」ページ (http://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html) から新規利用者情報の登録申請を行い、JICA 安全管理部よるユーザー名/パスワードをメールにて通知後、「JICA 国別安全対策情報ページ」

(https://www.jica.go.jp/about/safety/measure/index.html) にログインし、国別安全対策情報をダウンロードしてください。バングラデシュ国の「国別の安全対策措置(渡航措置および行動規範)」や「国別の安全対策マニュアル」、または「注意喚起情報」や「海外安全対策ハンドブック」を一読し安全対策に利用してください。

- 3) バングラデシュは 2024 年 9 月 19 日時点では、2024 年 7 月から発生している 学生らのデモや警官隊との衝突等による治安悪化に伴い、全土において外務省 海外安全情報(危険情報)は「レベル 2」(不要急の渡航中止)となっていま す。事業実施機関等関係者との情報収集・連絡協議体制の構築を行い、また、 JICA の安全対策措置に従って調査を実施してください。
- 4) バングラデシュについては、安全対策上、JICA が指定する宿泊施設以外への 宿泊は認められません。また、ダッカ市、チョットグラム市、コックスバザー ル市での宿泊料については、JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガ

イドライン (2023 年 10 月 (2024 年 10 月追記版))」の別添資料 3 に基づき、格付の号を問わず、一律 15,500 円/泊の定額で見積もってください。上記以外の都市については「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 10 月追記版))」通りです。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各 団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人 としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本 項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務:電力分野(特に電力系統)に関する ODA 事業に係る各種調査業務。

(2)業務の実施方針等

- 1)業務実施の基本方針
- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を合わせた記載分量は、10ページ以下としてください。
- 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I.

1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、

業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3)業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁等は、A 4 判(縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当 しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります(2,500,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。<u>定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約</u> しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境影響評価 調査、自然条件 調査に係る経 費	「第3章 技術提案書作成要領 1.技術提案書作成要領 1.技術提案書作成に係る要件 (4)現地再委託」及び「第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (8)環境社会影響を踏まえた有償資金協力による支援候補の抽出	2, 500, 000 円	環境調査費一式	再委託費

(4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられ る航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料 の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加 算率は航空賃の 10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響 国を除く)。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙:技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	(6)
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2)作業計画等	(5)
ア)要員計画	-
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1)業務主任者の経験・能力	(20)
1)業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2